

農地法第3条許可申請書添付書類

市内	市外	新規	法人	
○	○	○	○	位置図、付近図
	○	○	○	公図 (申請日前3ヶ月以内に発行された原本)
○	○	○	○	土地登記事項証明書〈全部事項証明書〉 (申請日前3ヶ月以内に発行された原本)
○	○	○	○	住民票 (受人および渡人) (申請日前3ヶ月以内に発行された原本)
			○	法人登記事項証明書 (申請日前3ヶ月以内に発行された原本)
			○	定款
			○	組合員名簿、株主名簿、社員名簿
	○		○	耕作証明 (他市町村に耕作地がある場合)
	○	○	○	農地利用計画書
			○	農地所有適格法人の要件に係る事項 「農地所有適格法人としての事業等の状況」(別紙2) もしくは「農地所有適格法人以外の法人等の事業等の状況」
○	○	○	○	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙1)
注	注	注	注	委任状

(注)

- 1) 登記名義人住所等と譲渡人住所等が異なる場合は、同一人であることを証する書面を添付して下さい。
- 2) 申請書の標準受付期間は毎月21日から25日です。(閉庁日の場合は翌開庁日)
- 3) 代理人提出は、委任状が必要です。
- 4) 訂正箇所を修正液で修正した申請書は受付出来ないのをご注意ください。

新規就農を希望する方へ (新たに農業経営をはじめたい就農者への農地の権利設定について)

牛久市農業委員会では、新規就農のための農地法第3条の許可権利について、原則、「所有権移転」の許可は認めていません。

新規の場合の最初の許可は、「貸借」等の権利設定を許可し、その後、継続的および効率的に耕作することが認められる場合に、「所有権移転」の許可をします。

申請書の様式は農業委員会ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page000867.html>